

大曲仙北広域市町村圏組合訓令第8号

大曲仙北広域市町村圏組合介護予防・日常生活支援総合事業 指定第1号事業者監査要綱

平成29年4月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、大曲仙北広域市町村圏組合管理者（以下「管理者」という。）が、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45の7、第115条の45の8及び第115条の45の9の規定に基づき、法第115条の45の5の規定による指定事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定事業者等」という。）に対して行う第1号事業の内容及び第1号事業支給費に係る費用の給付に関して行う監査に関する基本的事項を定めることにより、第1号事業の質の確保及び第1号事業支給費の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、大曲仙北広域市町村圏組合介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年大曲仙北広域市町村圏組合訓令第1号）の例による。

(監査方針)

第3条 監査は、指定事業者等の第1号事業の内容について、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の63の6で定める基準に従っていないと認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は第1号事業支給費の給付について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合等（以下「指定基準違反等」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとることを主眼とする。

(監査対象の選定基準)

第4条 監査は、下記に示す情報を踏まえて、指定基準違反等の確認について必要があると認める場合に行うものとする。

(1) 要確認情報

- ア 通報・苦情・相談等に基づく情報
- イ 国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情
- ウ 連合会等からの通報情報

(2) 実地指導等において確認した情報

秋田県知事又は管理者が、一体的に運営する訪問介護事業所及び通所介護事業所等への法第23条及び第24条による指導又は法第76条の監査で確認した指定基準違反等

(監査方法等)

第5条 監査の方法等は、次のとおりとする。

(1) 実施通知等

- ア 監査対象となる指定事業者等を決定したときは、あらかじめ監査の根拠規定及び目的、日時、場所、対象施設（事業所）、出席者、監査担当者、準備すべき書類等を監査実施通知書（様式1）により当該指定事業者等に通知するものとする。
- イ 緊急に監査を実施する必要があると判断した場合には、監査の当日に監査実施

通知書により通知することができるものとする。

ウ 大曲仙北広域市町村圏組合介護予防・日常生活支援総合事業指定第1号事業者指導要綱（平成29年大曲仙北広域市町村圏組合訓令第7号）第6条の規定により、実地指導を中止して監査に変更した場合には、監査実施通知書による通知を省略できるものとする。

(2) 報告等

ア 指定基準違反等の確認について必要があると認めるときは、指定事業者等に対し、事前又は当日に報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定事業者等の当該指定に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行うものとする。

イ 必要と認めるときは、利用者等に対する質問を行うほか、関係書類等の預かり若しくはその写しの提供を求めることができるものとする。

ウ 監査終了後において、指定基準違反等の事実について、当該指定事業者等から説明若しくは報告を求める場合にあっては、日時及び場所を定めて、指定事業者等の出頭を求めることができるものとする。

(3) 監査体制

2名以上の班を編成して行うものとし、そのうち1人は主査級以上の職にあるものとする。

(4) 監査結果の通知等

ア 監査の結果、改善勧告に至らない軽微な改善を要すると認められた事項については、監査結果通知書（様式2）によりその旨を通知するものとする。

イ 監査結果通知書により通知した改善等を要する事項については、通知後、おおむね1箇月以内の期限により、監査改善報告書（様式3）による報告を求めるものとする。

(5) 行政上の措置

監査の結果、指定基準違反等が認められた場合には、法第115条の45の8及び第115条の45の9の規定に基づき、次に掲げる行政上の措置を機動的にとるものとする。

ア 勧告

(ア) 指定事業者等に指定基準違反の事実が確認された場合は、当該指定事業者等に対し、期限を定めて改善勧告書（様式4）により、基準を遵守すべきことを勧告することができるものとする。

(イ) 勧告を受けた指定事業者等は、期限内に勧告事項改善報告書（様式5）により報告しなければならないものとする。

(ウ) 勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができるものとする。

イ 命令

(ア) 指定事業者等が正当な理由なくしてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定事業者等に対し、期限を定めて改善命令書（様式6）により、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができるものとする。

(イ) 命令をした場合には、その旨を公示しなければならないものとする。

(ウ) 命令を受けた指定事業者等は、期限内に命令事項改善報告書（様式7）により報告しなければならないものとする。

ウ 指定の取消等

(ア) 管理者は、指定基準違反等の内容が法第115条の45の9各号のいずれか

に該当する場合においては、指定取消通知書（様式8）により、当該指定事業者等に係る指定を取り消し、又は指定効力停止通知書（様式9）により期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力の停止をすること（以下「指定の取消等」という。）ができるものとする。

（イ）指定の取消等をした場合には、その旨を遅滞なく行政処分届出書（様式10）により秋田県知事に届けなければならないほか、必要に応じて他保険者及び秋田県国民健康保険団体連合会に報告しなければならないものとする。

（ウ）指定の取消等をした場合には、その旨を公示しなければならないものとする。

（6）聴聞等

監査の結果、当該指定事業者等が命令又は指定の取消等の処分に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき、聴聞又は弁明の機会の付与の手続をとらなければならない。ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は適用しないものとする。

（7）経済上の措置

ア 勧告、命令、又は指定の取消等を行った場合には、第1号事業支給費の全部又は一部について、徴収することができるものとする。

イ 返還金の確認に伴い、利用者等の自己負担額に過払いが生じている場合には、指定事業者に対して、当該自己負担額を利用者に返還するように指導するものとする。

（報告）

第6条 管理者は、行政措置の実施状況について、秋田県を經由して厚生労働省に対し報告を行うものとする。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

（施行期日）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。